

<別紙> 狩猟における留意事項

1 猟銃等による事故の防止

(1) 猟銃等の取り扱いの注意

猟銃等による狩猟事故は、矢先の未確認、転倒等による暴発など、銃器の基本的な取扱いの誤りを原因とするものが多いことから、①移動・休憩時における脱包・点検の励行、②銃器の保持方法の確認、③同行者の行動把握など銃器の取扱いの基本事項に留意し、事故防止の徹底を図る必要がある。

特に、大型獣を対象としてライフル銃を使用する場合には、その威力が大きく、射程が長いことから、矢先の確認について、より慎重を期すことが求められる。

なお、狩猟における事故等の発生は、狩猟者個人だけではなく、狩猟行為自体の社会的信頼を損なうことにもつながるため、その意味からも、狩猟における銃器の使用、猟銃の管理について、より一層の適切な対応を進めることが重要になっている。

また、銃猟を禁止する特定猟具使用禁止区域については、令和7年11月1日現在で212ヶ所が指定されている。

(2) その他狩猟時の事故の防止について

猟犬による咬みつきや、わな猟において捕獲した鳥獣による逆襲により、狩猟者自身や同行者、周辺住民、ペット等への傷害事件が全国で多発していることから、猟犬の使用時は管理を徹底するとともに、止め差しや見回り時等における捕獲鳥獣による逆襲について、十分な警戒を要する。

2 違法捕獲等の防止

(1) 狩猟期間の厳守

本県における今年度の狩猟期間は、県内全域で、令和7年11月15日から令和8年2月15日まで（ただし、イノシシ・ニホンジカについては、県内全域において令和7年11月15日から令和8年3月15日まで）となっている。

(2) 捕獲等が禁止されている区域内における狩猟の禁止

ア 鳥獣保護区については、令和7年11月1日現在で133地区が指定されている。

イ 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画では、新たな休猟区の指定はしないこととしており、令和7年11月1日現在、指定されている休猟区はない。

ウ 私道以外の一般公衆の使用に供されている道路（公道）や社寺境内、墓地等の鳥獣の捕獲が禁止されている場所においては、網猟・わな猟を含めたすべての狩猟が禁止されている。

(3) 捕獲等が禁止されている鳥獣の狩猟の禁止

ア 平成19年度からカワウが狩猟鳥獣に追加されたが、カワウはウミウと酷似していることから、狩猟に当たっては、慎重に識別する必要がある。

また、カワウのねぐらにおける狩猟は、ねぐらの分散により生息域が広がり、被

害が拡大するおそれがあるので、あらかじめ関係機関等との調整を図るなど、十分注意する必要がある。

イ 狩猟鳥獣のうち、キジ・ヤマドリの雌については、令和9年9月14日まで狩猟が禁止されている。

ウ 違法捕獲等の防止等の徹底を図るため、狩猟鳥獣の識別について自己研鑽を促す等の指導や適切な指導取締りの実施等の措置を講じること。

（４）禁止猟法及び危険猟法による狩猟の禁止

ア 鳥獣の大量捕獲や負傷させたまま捕り逃がすことにつながる猟法は、持続的な狩猟鳥獣の資源管理上支障を来すおそれがあることから、禁止猟法として狩猟での使用が禁止されている。

イ とらばさみについては、平成19年度から狩猟における使用が禁止されている。

ウ くくりわなについては、平成19年度から輪の直径が12cm以内で、締付け防止金具が装着されているものに限り使用できるとされている。（ただし、イノシシについては、平成22年度の狩猟期間から、阿武隈川以東の地域のみ、くくりわな

の輪の直径の制限が12cmから15cmに緩和されている。）
また、イノシシ、ニホンジカを狩猟する場合は、この基準に加え、よりもどしが装着されており、ワイヤーの直径が4mm以上であるものに限り、使用できるものとされている。

エ つり上げ式のくくりわななど、人身を拘束し、又は、人身を負傷させる「危険なわな」については、危険猟法として狩猟での使用が禁止されている。

（５）網・わなへの標識の装着

狩猟に使用する網・わなについては、狩猟者の住所・氏名等を記載した標識の装着が義務づけられていたが、平成19年度からは許可による捕獲の場合も標識の装着が義務づけられている。そのため、標識を装着していない網・わなが発見された場合は違法である蓋然性が極めて高いことから、このような猟具については、刑事訴訟法に基づく領置の手続きにより、撤去を図ることが可能である。

（６）夜間における鳥類の大量捕獲に伴う錯誤捕獲の防止

鳥類のねぐらにおいて、夜間に大型の網を使用して大量捕獲を行っている事例があるが、このような場合、狩猟鳥獣以外の鳥獣が錯誤捕獲されるおそれがあるため、適法な狩猟が行われるよう、情報収集や巡視等に努めることが必要になっている。

（７）夜間の銃猟の禁止

平成26年法改正により、都道府県知事が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業において、限定的条件のもと夜間銃猟を行うことが可能になったが、狩猟においては引き続き夜間の銃猟は禁止である。

なお、本県の指定管理鳥獣捕獲等事業については、令和7年度実施計画において夜間銃猟は行わないとしているため、県内で夜間銃猟の実施予定は無い。

(8) ノイヌ・ノネコの捕獲時の注意

鳥獣法で扱うノイヌ・ノネコとは、直接人間の助けを借りずに自然界で自活し、かつ繁殖しているものを言い、一時的に人間から離れて生活している個体は非狩猟獣のノライヌ・ノラネコとしている。

両者を外観上から区別することは不可能であり、生息環境や行動、首輪の有無などから推察するしかないため、地域の人々に予め告知して十分に情報収集するなど事前の準備を行うとともに、疑わしい個体については捕獲しないこと。

また、疑わしい個体がわな等にかかった場合、基本的に猫は放獣し、犬については、狂犬病予防法第6条及び福島県犬による危害の防止に関する条例第3条の2に基づき、捕獲した場所を管轄する福島県動物愛護センター又は中核市保健所が捕獲抑留するので当該機関に連絡すること。

なお、負傷した犬猫を見つけた場合、動物の愛護及び管理に関する法律第36条に基づき、発見した場所を管轄する福島県動物愛護センター又は中核市保健所が収容するので当該機関への通報に努めること。

3 地域住民とのあつれきの解消

(1) 土地立入の制限

柵等で囲まれた土地や作物のある土地では、土地の占有者の承諾を得なければ狩猟をすることができないほか、柵等で囲まれていない土地であっても、立入禁止の標札がある場合や土地の占有者が口頭で立入禁止を求めた場合など、土地の占有者が立入を禁止する場所に無断で進入した場合には、軽犯罪法に違反する者として処罰されるおそれがある。

(2) 狩猟者登録証の携帯・提示、狩猟者記章の着用

狩猟を行う際には、狩猟者登録証を携帯しなければならない、鳥獣保護管理員や警察官等のほか、土地所有者などの関係者から提示を求められた場合にも、提示する義務がある。また、狩猟者記章も衣服等の見やすい場所に着用しなければならない。

(3) 住居が集合している地域等における銃猟の制限

住居が集合している地域、多数の者の集合する場所での銃猟は禁止されている。市街地ではなくとも、銃の発射地点の周囲200m以内に10軒の人家がある場合には住居が集合している地域にあたりとされた判例があることから、住居の周辺では銃器を使用しないよう努めることが適当である。

(4) 狩猟者のマナー向上

狩猟者が地域住民に不信や反感をもたれる行為を行うことは、狩猟者個人だけではなく、狩猟行為自体の社会的信頼を損なうことにもつながるため、法令の遵守と併せて、地域住民から狩猟行為に対する説明を求められた場合には丁寧に対応したり、地域住民に不安を与えないような銃器の取扱いに留意するなど、狩猟者のマナーの向上

も図る必要がある。

(5) 猟犬の適正な管理

猟犬の所有者には、動物の愛護及び管理に関する法律の規定により、氏名等を明記した首輪を装着するなど自らがその猟犬を所有していることを明らかにする責務があるほか、人の生命や財産に害を及ぼさないよう適正に飼養・管理することが求められている。猟犬は、人等に危害を加えることのないよう十分に訓練を行った上で使用するほか、山野で迷い犬になった場合でも、探索を徹底して回収に努め、安易に遺棄しないことが必要である。

また、猟犬は、一般に狩猟に使用するとき以外は係留の義務があることから、公道上などの狩猟が禁止されている場所では必ず係留しなければならない。

4 捕獲鳥獣の適切処理

狩猟により捕獲した鳥獣については、捕獲した場所に放置することなく、原則として持ち帰ることとされている。また、やむを得ない理由により持ち帰ることが困難な場合には、風雨等により容易に捕獲物が露出しない程度まで埋設することが基本である。

なお、捕獲物について、上記以外の生活環境上影響が生じるような処理を行った場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触する可能性がある。

5 非鉛弾の使用推進

(1) 水辺域における鉛製散弾の使用禁止

本県では、水鳥の鉛中毒事故の防止を図るため、水辺域における鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域を指定しており、令和7年1月1日現在、4地区が指定されている。

(2) 非鉛弾使用の啓発

水鳥以外でも、鉛弾による猛禽類等の鉛中毒が発生していることから、一般的な非鉛弾の使用について、機会を捉えて狩猟者に対して啓発を図る必要がある。

6 カモ類の狩猟自粛

1月中旬に予定しているガンカモ類の全国的な生息調査の時期には、狩猟者に対してガンカモ類の狩猟自粛を要請している。

7 その他の留意事項

(1) 捕獲する鳥獣の数量制限の遵守

一部の狩猟鳥獣は、1日当たりに捕獲できる数量が制限されている。

(2) 日の出前及び日没後の銃猟制限

銃猟を制限する日の出、日没の時刻は、その地点の緯度・経度により算定される暦上のものであり、地域によって異なっているので注意する。

（３）狩猟者登録証の返納、捕獲報告

狩猟者登録証について、鳥獣保護区等位置図では狩猟期間終了後の令和８年４月１４日までに狩猟者登録を行った福島県地方振興局に返納する必要がある。

また、狩猟の結果（捕獲鳥獣の種類、数量、場所（市町村名、５kmメッシュコードの番号）、雄雌の別、日時）についても、併せて報告することとされている。

なお、捕獲報告の際の誤記防止等を図るため、平成２０年度から鳥獣保護区等位置図に記載している５kmメッシュコードの番号を８桁から４桁に改めている。

（４）動物由来感染症の予防

狩猟鳥獣をはじめとする野生動物は、皮膚や臓器等に病原体を持っており、その中には人にも感染するものもあることから、野生動物に接する場合には、手袋を着用するなど野生動物やその血液等に直接接触れることを避けるほか、接触後は手洗い等を励行するよう留意しなければならない。

なお、野生動物と接触した後で体に異常を感じた場合には、速やかに医師の診察を受けることが適当である。

（５）野生鳥獣の異常等の報告

野生鳥獣の適正な保護管理を図る上では、野生鳥獣の生息状況に係る異常の有無について適宜情報を収集することが求められている。狩猟者が野生鳥獣の大量死などの異常を確認した場合は、速やかに福島県地方振興局又は自然保護課に報告するよう要請することが必要である。

なお、令和２年１２月２４日付２環共第２４４５号により「豚熱等の浸潤状況を把握するための死亡した野生イノシシ調査について」依頼しているので、併せて、通報・報告を要請すること。

（６）狩猟鳥獣の指定の変更について

令和４年度の狩猟期間より、「バン」「ゴイサギ」の２種については狩猟鳥獣から指定が解除され、狩猟による捕獲が禁止されている。